

普通預金（夢みらい支店）

2012年8月1日現在

ご利用いただける方	◎ 日本国内に居住する満20歳以上の個人の方
お預け入れ期間	◎ 期間の定めはありません
預入	
(1)預入方法	◎ 随時預入
(2)預入金額	◎ 1円以上
(3)預入単位	◎ 1円単位
払戻方法	◎ 随時払戻しできます (ただし、初回の定期預金作成完了まで払戻しはできません) ◎ ATMからの払戻しに限ります
利息	
(1)適用金利	◎ 変動金利 ◎ 毎日の店頭表示の利率を適用します
(2)利払方法	◎ 年2回(3月、9月)の当庫所定の日に元金に組み入れます
(3)計算方法	◎ 毎日の残高1,000円以上については、付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算
税金	◎ 利息には20%(国税15%、地方税5%)の源泉分離課税がかかります マル優の取扱いはできません * 2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われる利息には 復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%) の税金がかかります
手数料	◎ キャッシュカードによる払戻し等にあつては、キャッシュカード規定に定める 手数料を徴求します
中途解約時の取扱い	-----
ご留意いただく事項	◎ 口座開設後、初回入金等が1年間なかった場合、口座を閉鎖させていただく場合があります ◎ 最終移動日の残高が1万円未満でかつ最終移動日から2年間利息決算以外の入出金 等がなかった場合、口座を解約させていただく場合があります 詳しくは、ばんしん夢みらい支店取引規定をご覧ください
金利情報の入手方法	◎ 金利は当金庫ホームページまたは当支店へご照会ください
苦情処理措置・ 紛争解決措置	◎ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談窓口(9時～17時、 電話:0120-31-5784)にお申し出ください ◎ 紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588) 第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)及び兵庫県弁護士会(078-341-8227) の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さま は、当金庫営業日に上記お客様相談窓口または全国しんきん相談所(9時～17時、電話: 03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会(東京三 弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以 外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な 地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争 の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法 (移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談窓口もしくは全国 しんきん相談所にお問合わせください
その他参考となる事項	◎ 通帳の発行はいたしません ◎ 給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受取口座としてご利用できません ◎ 各種口座振替の引落とし口座としてご利用できません ◎ 預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までと その利息が保護の対象となります(当金庫に複数の口座がある場合には、それ らの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます)

ひろがる夢とたしかな未来



播州信用金庫

